

山梨県公報

第一千七百七十五号

平成二十三年

十月二十日

木曜日

目次

休猟区の指定	七四三
特定猟具使用禁止区域の指定	七四六
保安林の指定の予定(四件)	七四六
土地改良事業の施行同意	七四八
県営土地改良事業計画の変更	七四八
換地計画の決定	七四八
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	七四八
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	七四九
土地改良区役員の変更及び就任	七四九
一般競争入札について(二件)	七四九

告 示

山梨県告示第四百三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に基づき、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣(ニホンジカ及びイノシシに限る。)に關し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 休猟区の名称

鳳来休猟区

2 休猟区の区域

北杜市白州町大武川地内の北杜市道大武川線と北杜市営林道釜無山線との接点を起点とし、同所から同林道を南西に進み県営林道釜無山線との接点に至り、同所か

ら同林道を南西に進み県営林道内山線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県営林道雨乞尾白川線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み市営林道雨乞尾白川線との接点に至り、同所から同林道を南東及び南西に進み神宮川との交点に至り、同所から同川を南西に進み同川の始点に至り、同所から大岩山に至る登山道に向かつて南西に直進し同登山道との接点(県有林第四百四十八林班・第四百五十一林班・第四百六十五林班境界線との接点)に至り、同所から第四百五十一林班・第四百六十五林班境界線と北東及び北西に進み県有林第四百五十二林班・第四百六十五林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し第四百五十二林班・第四百六十四林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み雨乞岳に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西に進み雨乞岳三角点(標高二千三十六・ハメートル)に至り、同所から空堀沢の始点に向かつて北西に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み山梨県・長野県境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み北杜市道大武川線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

三千三十ヘクタール

二 休猟区の名称

清神田休猟区

2 休猟区の区域

葦崎市神山町地内の葦崎市道(清哲)三十一号線と県営林道鈴嵐線との交点を起点とし、同所から同林道を西進し県営林道御庵沢小武川線との接点に至り、同所から同林道を南進し県道甘利山公園線との接点に至り、同所から同県道を西進し葦崎市営林道小字沢線との接点に至り、同所から同林道を北進し県営林道小字沢線との接点に至り、同所から同林道を北進し県営林道小武川線との接点に至り、同所から同林道を北進し荒倉山登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み葦崎市道(円野)一号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み葦崎市道(円野)五号線との接点に至り、同所から同市道を南進し葦崎市道(円野)一号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み葦崎市道(円野)二十七号線との接点に至り、同所から同市道を南及び東に進み県道十二号(葦崎南アルプス中央線)との接点に至り、同所から同県道を南進し葦崎市道(円野)三十五号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道十二号(葦崎南アルプス中央線)との接点に至り、同所から同県道を南進し葦崎市道(清哲)三号線との接点に至り、同所から同市道を

<p>南進し韮崎市道（清哲）三十七号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み 県道十二号（韮崎南アルプス中央線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進 み韮崎市道（清哲）十号線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南東に進み 韮崎市道（清哲）三十一号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に 至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 二千五百四十五ヘクタール</p> <p>三 1 休猟区の名称 豊富休猟区</p> <p>2 休猟区の区域 中央市（旧豊富村に限る。）の全域</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 千三百五十八ヘクタール</p> <p>四 1 休猟区の名称 源次郎岳休猟区</p> <p>2 休猟区の区域 甲州市塩山中萩原地内の県道二百一号（塩山停車場大菩薩嶺線）と甲州市道中萩 原四十二号線との交点（根古橋）を起点とし、同所から同市道を南東へ進み甲州市 営林道大藤線との接点に至り、同所から同林道を東進し、同林道の終点から尾根伝 いに東進しN T T管理道路との接点（下日川峠）に至り、同所から同道路を南進し 県営林道下日川峠線との接点に至り、同所から同林道を東進し県営林道砥山線との 接点に至り、同所から同林道を東進し県道二百十八号（大菩薩初鹿野線）との接点 に至り、同所から同県道を南西に進み甲州市塩山・甲州市勝沼境界線との接点（境 沢橋）に至り、同所から同境界線を西進し鬢柳川との接点に至り、同所から同川を 西進し落合橋を経て甲州市農道勝沼六十四号線（通称「フルーツライン」）との交 点（中原橋）に至り、同所から同農道を北東に進み甲州市道下萩原二十二号線との 接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道二百一号（塩山停車場大菩薩嶺線） との接点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p>	<p>4 面積 千九百二十四ヘクタール</p> <p>五 1 休猟区の名称 滑沢休猟区</p> <p>2 休猟区の区域 甲州市塩山福生里地内の県道二百七号（平沢千野線）と甲州市道竹森四十二号線 との接点を起点とし、同所から同市道を北進し山梨市三富上柚木地区に至る山道と の接点に至り、同所から同山道を北西に進み甲州市道塩原寺井線との交点に至り、 同所から同市道を南西に進み県道二百十三号（下萩原三日市場線）との接点に至り、 同所から同県道を北進し千原松ノ木橋を経て国道百四十号（通称「雁坂みち」） との接点に至り、同所から同国道を北進し新三之橋を経て山梨市道滑沢入口線との 接点に至り、同所から同市道を南東に進み山梨市・甲州市境界線との接点に至り、 同所から同境界線を東進し都営林道笠取線との接点に至り、同林道を南東に進み国 道四百十一号との接点に至り、同所から同国道を南進し県営林道竹森線との接点 （柳沢峠）に至り、同所から同林道を南西に進み県営林道鈴庫山線との接点に至り、 同所から同林道を南西に進み県道二百七号（平沢千野線）との接点に至り、同所か ら同県道を南西に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 千八百四十五ヘクタール</p> <p>六 1 休猟区の名称 大畠山休猟区</p> <p>2 休猟区の区域 西八代郡市川三郷町上野地内の広域農道金川首根線と芦川の交点（川浦橋）を起 点とし、同所から同川を東及び南に進み市川三郷町道石原線との交点（通称「石原 橋」）に至り、同所から同町道を南進し市川三郷町営林道千波滝畑熊線との接点に 至り、同所から同林道を南及び東に進み大畠山に至る登山道との接点に至り、同所 から同登山道を南西に進み大畠山三角点（標高千七百七・六メートル）を経て蛾ヶ 岳に至る登山道を南東に進み西八代郡市川三郷町・南巨摩郡身延町境界線との交点 （西肩峠）に至り、同所から同境界線を南西及び西に進み県道四百十四号（山保久 那土線）との交点に至り、同所から同県道を北東及び北西に進み、県道四百九号 （四尾連湖公園線）との接点に至り、同所から同県道を東及び北に進み市川三郷町道 四尾連湖線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み大門碑林公園に至る登山</p>
---	--

道との接点(四尾連峠)に至り、同所から同登山道を北東及び北西に進み市川三郷町道四尾連湖線との接点に至り、同所から同町道を北進し広域農道金川曾根線との接点に至り、同所から同農道を東進し起点に至る一団地(平成十七年山梨県告示第五百五十一号で指定した四尾連湖鳥獣保護区の区域を除く。)

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

九百七十三・九ヘクタール

七 1 休猟区の名称

大須成休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡身延町切石地内の国道五十二号と夜子沢川の交点(開運橋)を起点とし、同所から同川を南西及び北西に進み身延町菅林道富士見山線との交点(糸瀬橋)に至り、同林道を北東へ進み富士見山に至る登山道との接点に至り、同所から同登山道を西進し南巨摩郡富士川町・南巨摩郡身延町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み身延町下町・カニ谷線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道四百三号(甲斐岩間停車場西島線)との接点に至り、同所から同県道を南進し身延町下町・カニ谷線との接点に至り、同町道を南進し国道五十二号との接点(西嶋バイパス交差点)に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

千五百五十九・七ヘクタール

八 1 休猟区の名称

天子ヶ岳休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡南部町上佐野地内の栃広林道と佐野林道の接点を起点とし、同所から佐野林道を北進し本谷林道との接点に至り、同所から同林道を北東に進み三石林道との接点に至り、同所から同林道を南西及び北西に進み谷との接点(同林道終点)に至り、同所から同谷を北西に進み南巨摩郡身延町・南巨摩郡南部町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東、北及び東に進み山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び南西に進みカラス沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み栃広川との接点に至り、同所から同川を北東に進み栃広林道との交点に至り、同所から同林道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

千三百八十八・二十六ヘクタール

九 1 休猟区の名称

鴨沢休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡丹波山村鴨沢地内の国道四百一十一号と山梨県・東京都境界線との交点(鴨沢橋)を起点とし、同所から同境界線を南進し北都留郡丹波山村・北都留郡小菅村境界線との接点(大寺山)に至り、同所から同境界線を西進し中指山三角点(標高千三百四十四・六メートル)を経て登山道丹波大菩薩道との交点(追分)に至り、同所から同登山道を北東に進み藤ダワを経て県道十八号(上野原丹波山線)との交点(越ダワ)に至り、同所から同県道を北進し国道四百一十一号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積

千九十三ヘクタール

十 1 休猟区の名称

長浜大石休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡富士河口湖町長浜地内の県道二十一号(河口湖精進線)と南都留郡富士河口湖町長浜・南都留郡富士河口湖町西湖境界線との交点(文化洞トンネル)を起点とし、同所から同境界線を北進し毛無山に向かう登山道との接点に至り、同所から同登山道を北進し毛無山三角点(標高千五百メートル)に至り、同所から金山に向かう登山道を西進し十二ヶ岳を経て笛吹市・南都留郡富士河口湖町境界線との交点(金山三角点(標高千六百八十六メートル))に至り、同所から同境界線を北及び、北東に進み大石峠との接点に至り、同所から河口湖方面に向かう登山道を南東に進み富士河口湖町道千四号との接点に至り、同所から同町道を東進し、県道七百十九号(富士河口湖芦川線)との接点に至り、同所から同県道を東進し富士河口湖町道二百五号との接点に至り、同所から同町道を東進し富士河口湖町道百八号との接点に至り、同所から同町道を東進し馬場川との交点に至り、同所から同川を南東に進み県道二十一号(河口湖精進線)との接点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積
八百ヘクタール

十一 1 休猟区の名称
久保休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡道志村大室指地内の国道四百十三号の中入橋東詰を起点とし、同所から中入沢を北進し上野原市・南都留郡道志村境界線との接点に至り、同境界線を東進し長尾三角点(標高千七百メートル)、鳥井立三角点(標高千四百七メートル)及び敵道峠を経て山梨県・神奈川県境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し国道四百十三号との交点(西国橋)に至り、同所から同国道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間
平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

4 面積
五百九十ヘクタール

山梨県告示第四百三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 1 特定猟具使用禁止区域の名称
清里特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域
北杜市高根町清里三千五百四十五番地清里丘の公園の敷地境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間
平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類
銃器

5 面積
二百六十二ヘクタール

二 1 特定猟具使用禁止区域の名称
明野特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域
北杜市明野町小笠原地内レイクウッドゴルフクラブサンパーク明野コースの敷地境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間
平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類
銃器

5 面積
二百四十ヘクタール

三 1 特定猟具使用禁止区域の名称
須玉特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域
北杜市須玉町江草地内ヴィンテージゴルフ倶楽部の敷地境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間
平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類
銃器

5 面積
二百六十ヘクタール

四 1 特定猟具使用禁止区域の名称
みずがき湖特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域
北杜市須玉町比志地内のみずがき湖の満水時の水面全域

3 存続期間
平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類
銃器

5 面積
四十三ヘクタール

山梨県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町早川字古次古一九二三の内一七・字古次古沢一九二四の内二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）・字古次古一九二一、一九二二の内一、一九二二の内三、一九二二の内三、一九二二の内一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古沢古一九二一・一九二二の内一・一九二二の内一・一九二二の内一

七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）・一九二二の内三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町福原字細野九〇五、字大具な八三三、八三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細野九〇五、字大具な八三三、八三四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字山田一〇六七五、一〇六七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田一〇六七五、一〇六七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町箱原字小僧一三八五、柳川字長見山二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

箱原字小僧一三八五、柳川字長見山二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十三年十月十一日に土地改良事業（箕輪新町地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業）の施行について同意した。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業寺尾地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十三年十一月二十二日から同年十二月六日まで

山梨県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業玉宮地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十月二十四日から同年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十三年十一月二十二日から同年十二月六日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人パソコンサークルあつとほーむ
 - 2 代表者の氏名 小林美由紀
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市八代町南八百四十四番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、情報技術になじみのない方たちに対して地域に密着した教育活動に関する事業を行い、自らも楽しみながら、明るく楽しく気軽に勉強できるIT環境とその機会を提供し、全ての人々のパソコン操作及び情報技術の習得及びネットワークの交流を深め、広く社会へ貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年十月十二日から同年十二月十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人フードバンク山梨
 - 2 代表者の氏名 米山恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園三百八十五番地六
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設などに届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸

成を図り、食品が無駄なく消費され、だれもが食を分かちあえる心豊かな社会を創ることを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年十月十二日から同年十二月十一日まで

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が内任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 内任

役職名	氏名	住 所	内任年月日
理事	塩島 學	市川三郷町大塚四一八七番地	平成二十三年五月二十三日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	三神 貞雄	市川三郷町大塚四二〇四番地	平成二十三年九月十六日

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品の名称及び数量
閲覧テーブル等家具（特注） 一式
 - 2 購入物品の様式等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成二十四年六月二十九日

ただし、納入の始期は、平成二十四年四月一日以降の県の指示する日とする。

4 納入場所

新山梨県立図書館

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを示した書類を提出した者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「文具・事務機」、「木工・家具」のいずれかが登録されている者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年十月二十六日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年十一月七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年十一月二十九日（火）午前十時三十分
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Custom-built library reading tables and other assorted furniture for the
Yamanashi Prefectural New Library 1 set

- 2 Date and time for tender
10:30AM November 29, 2011
- 3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural
Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 一般競争入札に付する事項
購入物品の名称及び数量
木製書架他(特注) 一式
- 2 購入物品の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
平成二十四年六月二十九日
ただし、納入の始期は平成二十四年四月一日以降の県の指示する日とする。
- 4 納入場所
新山梨県立図書館 一階・二階閲覧エリア

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- 4 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できることを示した書類を提出した者であること。
- 5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(物品)のうち「文具・事務機」、「木工・家具」のいずれかが登録されている者であること。
- 6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十三年十月二十六日(水)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成二十三年十一月七日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年十一月二十九日(火)午前十一時三十分
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)

第七百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Custom-built library display shelves and other assorted materials for the Yamanashi

Prefectural New Library: 1 set

2 Date and time for tender

11:30AM November 29, 2011

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan

TEL055-223-1395